

第 18 回山形家庭裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 25 年 2 月 4 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

第 2 開催場所

山形家庭裁判所第 1 会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委 員) 石山由美子 , 井上知子 , 雲野晴久 , 倉岡憲雄 , 高田公輝 ,
高橋博美 , 武田岳彦 , 深瀬嘉子 , 三澤栄治 , 水野邦夫 ,
山川敏春 (五十音順 , 敬称略)

(列席職員) 青山一事務局長 , 金子隆男首席家庭裁判所調査官 ,
國分康宏首席書記官 , 伊藤茂勝事務局次長

(庶 務) 那須知子総務課課長補佐 , 岡崎誠庶務係長

第 4 議事等

1 開会宣言

2 委員長挨拶

3 新任委員紹介 (敬称略)

新任委員 : 山川敏春

4 協議

議題 1 「家事事件手続法の施行による家事調停の運営について」

(1) 基調説明

ア 高田委員 (裁判官) から , 家事事件手続法下における家事調停の運営について説明を行った。

イ テレビ会議システム及び電話会議システム並びに調停室等の施設を見学した。

(2) 意見交換

基調説明等を踏まえて , 委員による意見交換を行った。

議題 2 「家庭裁判所へのアクセスについて」

(1) 基調説明

那須総務課課長補佐から、次の事項について説明を行った。

ア ホームページによる広報及び手続案内について

イ リーフレットによる広報及び手続案内について

ウ 家事手続情報サービスについて

(2) 意見交換

基調説明等を踏まえて、委員による意見交換を行った。

<主な意見> (委員長 , 委員 , 説明者(委員) , 説明者(列席職員))

議題 1 について

テレビ電話会議システム等は支部にも整備されたのか。

テレビ会議システムは本庁のみに設置されている。今回の家事事件手続法の施行を機に全国的に機材が整備されているので、他の県でも同様に整備されているものと思う。

テレビ会議システムでは録画はしないのか。

録画機能は備わっていない。

調停は話合いの過程で前回と別の考えに変えていくことができる手続で、しかも非公開であるため、録画で証拠を残すということは考えていないのだと思う。したがって、電話会議システムでも録音するという機能は付いていない。前回こう言ったではないかということに縛られないのが調停であるため録画録音はしないと理解している。

テレビ会議システムの機材は、家事事件手続法の施行に伴って整備されたものか。それとも従前から整備されているのか。

訴訟手続で使用するためのテレビ会議システムはあったが、今の機材は今回の家事事件手続法施行を機に新しく更新されたものである。LAN回線を使用するようになり接続の速度が速くなったので、従前のものより使いやすくなった。

便利でいいと感じるが、セキュリティのところが気になる。高いレベルでセキュリティ対策を行ってもらわないと不安である。管理はどうなっているのか。

テレビ会議システムは、専用の回線を使用しており外部と遮断して行う特別なシステムになっていて、裁判所間でしかつなげないため外部から侵入されることはない。

テレビ会議システム等は、希望すれば容易に利用できるのか。

条文に則して実施するようになる。遠隔地であるといった条文の要件に則して、事案や具体的な事情に応じて利用することになる。新しい制度であるので今後使い慣れていきたい。

民事裁判は既に先行して電話会議システムを使って弁論準備手続等が広く行われていると認識している。調停事件の手続に代理人弁護士が付いているケースでは今後かなり使われていく可能性があると思っている。

離婚調停等でも運用していただけるのか。

その時の期日に何をするのかという見通しを踏まえてということになる。御本人の心情を交互に聞く場合に電話会議が有効と思われるのか、少し先の期日を調整してでも来庁していただいてじっくり聞くことが解決のためにいいのか、当事者と相談しながら利用し、徐々に適切な場面や使い方を積み上げていくことになる。

テレビ会議システム及び電話会議システムの利用状況はどうか。

新しい法律が適用される調停の期日は2月以降に入ることになるため、まだ利用していない。これから実際の事案を見ながらどのような場面でどのくらい適切に使えるのかを考えて積み上げていかなければならないのだと思う。

システムは事例に合わせて利用するということは分かった。ただ、テレビ会議システムのキャパシティの関係で利用が絞られてくるということになると、どれだけの効果が期待できるのかとの感想を持った。

来庁できる人には来てもらい、どうしても来られない人が利用するものなのか、

それとも出来るだけ多く利用していこうとしているのか。

本人出頭主義は今回の法律でも維持されており，極力来庁していただいでできるだけ早く解決を図るということが手続の中で目指される一つの価値としてある。ただ，そればかりでは，1人，2人の方が来られないことで，調停を開くことができないとか，成立させることができないとなると，手続全体の利用価値が向上しないので，そこを補足していけるような制度の創設や見直しが図られてきたのだと思う。そういう意味では，可能な方には来ていただきたいということはあるが，一方で無理のない範囲で参加していただいで，話合いの場を作っていきたいというのが裁判所の姿勢ということになる。その結果，利用件数がどれくらいになって，今のシステムでキャパシティとして耐え得るのかどうかについては将来に向かって検討されると思うが，全国的な問題となるので今の段階では見通しは分からない。

離婚の場合，他方が県外に出るケースが多くある。離婚調停の管轄は相手方の住所地となるので，遠い所までいく必要がある。電話会議システムやテレビ会議システムを利用できれば代理人としては非常にありがたい。この辺りを今回の新法によってフォローしていただけるのかどうか，気になるところである。

当事者の話をじっくり聞くとか積もる思いを話してもらおうというときには，電話だとうまく伝わらずその結果期日が何回も重なる，ということになると折角電話会議システムを利用しても満足感が得られないことになる。そうであれば，少し先になっても実際に来ていただいで，顔を見ながら進めた方が早く解決するかもしれない。どちらがいいのかということは，現状でははっきり基準は決められていないので，慣れていく中で積み上げていかざるを得ないと感じている。

手続の機微というものもあり，合意を図る上でいきなり電話会議システムを利用しているのかということは，裁判官としても判断が難しいというのが実情である。民事裁判では広く利用されているので代理人が付いている事件については汎用性があるのではないかと感じている。事件の内容に合わせて，御意見を伺って

いきたいと考えている。

国民が利用しやすい配慮がなされているが、家事事件手続法の立法のねらいは、訴訟審判にならない形で調停の割合を高めていくということだと捕らえていいのか。

調停だけではなく審判も含めて全体が改正されている。その意味は、それぞれの手続について、ルールの明確化、利便性の向上が図られるようにということで作られている。家事調停でも、調停の手続として紛争解決を図るために利便性が向上するように、また、そのために必要なルールが分かりやすいようにという観点から改正されている。

申し立てられた側が申立人が何を言っているのか知りたい場合、申立書等は開示されてしまうのか。

申立書の写しは、相手方に原則としてそのまま送付する規定になっており、申立人が申立書に記載したことは、原則として相手方に伝わることになる。ただ、申立書にはいろいろ記載されることがあり、それが調停で顔を合わせる前に相手方に伝わるのが、調停を進める上で望ましくない場合もある。そこで、法律には例外規定があり、手続の進行に支障が生ずるような場合には、申立書写しを送付するのではなく申立の内容を通知することも許容されている。

家庭内暴力とか悩みを抱えている人にしてみれば送付されるのが怖い。内容を内緒にして進めてもらいたいと希望している人もいるのではないかと。

申立書の書式には、書いてもらう事項は必要十分な範囲に限られている。例えば、家庭内暴力等の背景事情がある場合には、申立書以外の書面に書くことも可能であり、どの程度書くかについても、その事案に応じて調整していただくことができる。また、情報を開示してほしくないという意見がある場合は、そのことを書面に書いてもらうことにしている。法律上、記録を相手方に見せるかどうかについては、裁判所の許可にかかることとなっており、その書面に記載された事情や背景等の理由を踏まえて開示するかどうかを判断することになる。

議題 2 について

ウェブのアクセス件数や利用件数は増えているのか。

数字の件数は把握していない。ウェブから印刷したと見られる申立書の提出も見受けられるのでアクセスして利用していると推測されるところである。

裁判所には、一般の人が自由に使って印刷したり閲覧できるパソコンはあるのか。

裁判所にはそのようなパソコンは整備されていない。各家庭で御覧いただくことになる。裁判所に来庁された場合は、受付で直接職員が話を伺い説明等を行っている。

パソコンは高価な物なので、持っていない人もいる。携帯電話なら多くの人が持っているので携帯のサイトを作ったらいいのではないか。

スマートフォンであればインターネットに接続できるので見られるのだが、全員が持っている訳ではない。貴重な意見なので、検討させていただきたい。

新聞とかテレビに広告を出せる予算は裁判所にはないので、取り上げていただければ取材には応じることができる。

国民・県民に知らせるような催しをしていただければ、それを通じて取材して、その内容を伝えることは可能かと思う。

裁判所で使われる用語は分かりづらい。「期日を開く」とか「期日を始める」と裁判所では言うが、期日は、一般には日程のことである。裁判所では普通に使われている言葉でも国民には理解されない言葉が他にもいくつもあるものと思われる。対国民、対県民に対して話をする場合は、もう少し一般の方にも分かる言葉を使うとより身近で分かりやすく感じるのではないか。

子どもが家事事件の手續を求める場面もあると思うが、家事事件は何歳から使える制度なのか。

法律全体として言うと、調停手續、審判手續とも全てについてルールが決められているものであるから対象が広がっている。今回、参加の制度ができています。

子ども自身に関わる点について、「何か言いたい」、「何か出したい」といった場面がある場合には、手続に加わることができる制度である。法改正前からもあった家庭裁判所調査官による調査と並ぶ一つの場面として代用できることになる。その意味では、未成年の子どもにも参加できる場面は出てくることになる。

子どもが義父との関係で悩んでいる事案がある場合に、裁判所では使える手続はないのだと感じたが、実際、そのような手続はあるのか。もしあるのであれば、示してあげるべきであろうと感じたところである。

当該事例の場合、裁判所が適切な機関かどうか、行政機関も含めて考える必要がある。

一般論として、調停の申立てがあればできる部分はやることになるだろうと思うが、今のところ家庭裁判所にはそのような紛争が持ち込まれていないように思っている。

今回の法改正で子の意思の把握が明文で唱われている。家庭裁判所調査官としては調査の中で子どもにアプローチをして意思や希望を受け止める作業を行っている。それとは別途に今度は立場をきちんと定めた「参加」という制度ができたが、今後の運用であるのでこの先どのような事例でどのように使われていくのかは未知数である。子の意思把握に向けては、今後とも、調査を充実させていく方針であり、裁判所が子どもに接する機会が多くなってくると考えている。

児童相談所との連携になるのではないかと考える。いろんなセクターの人と情報を共有することで一つの解決法になるのであれば、家裁委員会にも世間の多様性を考えていただきそのセクターが入ってくることが一つの解決法になってくると思われる。実際に未成年者の事例が多くなってきているので今後検討をお願いしたい。

家裁では、毎年、児童相談所と協議会を開催している。

(3) 次回の予定議題

未定

(4) 次回予定期日

平成25年7月12日(金)午後1時30分